

日本ライフスタイル医学会（JSLM）役員・会員行動規範

【前文】

日本ライフスタイル医学会（以下「本学会」という。）は、エビデンスに基づくライフスタイル医学の普及と発展、多職種連携による実践・教育・研究の推進、および国民の健康増進への貢献を目的とする学術団体である。

本学会が社会および国内外の学術コミュニティから信頼される組織であり続けるためには、すべての役員および会員が高い倫理観、誠実性（Integrity）、透明性（Transparency）、説明責任（Accountability）および相互尊重（Mutual Respect）をもって行動することが求められる。

本規範は、本学会会則第4条、第7条、第13条、第17条、第38条、第41条、第43条および第49条の趣旨に基づき、本学会のすべての役員および会員が遵守すべき行動基準を定めるものである。

【第1章 総則】

第1条（目的）

本規範は、本学会の役員および会員が遵守すべき倫理的責任および行動基準を定め、心理的安全性、学術的誠実性、透明性および健全なガバナンスを確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

1. 本規範は、本学会のすべての会員に適用する。
2. 理事、監事、委員その他の役職にある者は、一般会員に求められる基準に加え、模範的な行動および説明責任を果たさなければならない。
3. 本規範は、対面による活動のみならず、電子メール、メーリングリスト、オンライン会議、SNS、チャットツールその他学会活動に関連するオンライン上のコミュニケーションにも適用する。

【第2章 プロフェッショナルとしての行動基準】

第3条（誠実性、客観性および相互尊重）

1. 会員は、学会活動において誠実性、客観性および専門性を維持しなければならない。

2. 意見の相違が生じた場合であっても、学術的かつ建設的な議論を行うものとし、人格攻撃、威圧行為、ハラスメントその他これに類する行為を行ってはならない。
3. 事実に基づかない誹謗中傷、名誉毀損、不当な非難または組織の信用を損なう行為を禁止する。
4. 会員は、問題提起や異議申立てを行う場合には、原則として定められた手続きおよび適切な組織内ルートを利用するものとする。ただし、内部手続による解決が困難である合理的な理由がある場合はこの限りではない。

第4条（多様性の尊重）

1. 本学会は、多職種連携を基盤とする学術団体である。
2. 会員は、専門職種、学歴、所属組織、年齢、性別、国籍その他の属性を理由として差別または不利益な取扱いを行ってはならない。
3. 会員は、異なる専門性および多様な意見を尊重しなければならない。

第5条（心理的安全性および若手会員の保護）

1. 会員は、ハラスメント、差別および職権乱用から保護された環境で活動する権利を有する。
2. 役員およびシニア会員は、若手会員および新規会員が安心して活動できる環境の維持に努めなければならない。
3. 役員および会員は、その立場を利用して他者に心理的圧力を与え、萎縮させ、または活動を妨げてはならない。

第5条の2（権限濫用の禁止）

役員および会員は、その役職、権限または影響力を利用して、特定の個人または団体に対し、不当な利益供与、不利益取扱い、威圧、排除その他の不適切な影響力の行使を行ってはならない。

第5条の3（職務の公平性および独立性）

役員は、その職務を遂行するに当たり、公平性および独立性を保持しなければならない。

【第3章 学術的誠実性とガバナンス】

第6条（研究の独立性と自律性の尊重）

1. 役員および会員は、他大学、研究機関、行政機関その他外部組織が主導する研究、調査、教育事業等の独立性および自律性を尊重しなければならない。
2. 役員および会員は、自らが正式に参画していない研究について、未公開データ、研究資料、文字起こし、コーディング結果その他の機密情報の開示を不当に求めてはならない。
3. 倫理審査（IRB）、機密保持契約（NDA）、共同研究契約その他の法的・倫理的義務を尊重しなければならない。
4. 正当な理由なく、特定の会員または研究者を会議、協議、情報共有または意思決定の過程から排除する行為は認められない。ただし、利益相反、守秘義務、調査手続、人事案件その他正当な理由がある場合を除く。

第7条（利益相反の申告義務、透明性の確保および監査）

5. 理事、監事および専門委員（以下この条において「役員等」という。）は、就任時および毎年度、理事会が定める様式により利益相反（COI）の状況を申告しなければならない。
6. 毎年度の申告は、当該年度の開始後3か月以内に行うものとし、申告すべき事項に該当がない場合であっても、その旨を記載して提出しなければならない。
7. 申告の対象は、役員等本人ならびに生計を同一にする配偶者および一親等の親族について、過去1年間に次の各号のいずれかに該当する関係が生じた場合とする。
 - （1）企業・団体等の役員、顧問等としての報酬：1つの企業・団体等から年間100万円以上
 - （2）株式の保有：1つの企業について年間の利益が100万円以上、または当該企業の全株式の5%以上の保有
 - （3）特許権使用料：1件につき年間100万円以上
 - （4）講演料等：1つの企業・団体等から年間50万円以上
 - （5）原稿料等：1つの企業・団体等から年間50万円以上
 - （6）受託研究費または共同研究費：1つの企業・団体等から年間100万円以上
 - （7）奨学（奨励）寄附金：1つの企業・団体等から年間100万円以上

(8) 寄附講座に所属している場合

(9) 旅費、贈答品その他の報酬：1つの企業・団体等から年間5万円以上

8. 前項の基準額に満たない場合であっても、本学会の活動の公正性に影響を及ぼすおそれがあると判断される経済的または非経済的關係については、申告することを妨げない。
9. 申告事項に変更が生じた場合は、速やかに追加の申告を行うものとする。
10. 役員等は、自らが利益相反を有する議題について、あらかじめその旨を申し出なければならない。理事会は、当該議題の審議および議決における当該役員等の取扱いを決定する。ただし、会則に別段の定めがある場合は、会則の定めるところによる。
11. 前項の申出および理事会の決定は、議事録に記載する。
12. 学術集会における発表、学会誌への投稿その他本学会の名義による活動においては、関連する利益相反を開示しなければならない。
13. 監事は、毎年度、COI 申告書の提出状況および記載内容を監査し、その結果を理事会に報告する。ただし、監事自身の申告については、理事長および他の監事が確認する。
14. 監事は、必要と認めるときは、当該役員等に説明を求め、または理事会に是正措置を勧告することができる。
15. 正当な理由なく申告を行わず、または虚偽の申告を行った場合、理事会は第9条に定める措置を検討することができる。
16. COI 申告書は事務局が管理し、申告の目的以外に利用してはならない。保存期間は提出の日から5年とし、個人情報の保護に関する法令に従い適切に管理する。
17. 第3項に定める基準額その他この条の運用に関し必要な事項は、理事会の決議により定めることができる。

【第4章 報告・相談および倫理手続】

第8条（報告、相談および倫理委員会）

1. 本学会は、会員が安心して相談および報告を行うことができるよう、専用相談窓口を設置する。

2. 相談窓口は、電子メールアドレス sodan@lifestylemedicinejapan.org により運営する。
3. すべての会員は、自らが被害を受けた場合に限らず、本規範に抵触するおそれのある行為、不適切と思われる行為、学会運営上の懸念事項または心理的安全性に関する問題について相談または報告を行うことができる。
4. 相談窓口は、事実認定または懲戒を行う機関ではなく、会員からの相談および報告を受け付け、必要に応じて監事または理事会へ情報提供し、適切な対応を検討するための窓口とする。
5. 相談者および報告者の秘密は保護されるものとし、本人の同意なく個人情報または相談内容を不必要に開示してはならない。
6. 相談または報告を理由として、委員任命、研究活動、発表機会、学会活動への参加その他の場面において不利益な取扱い、報復行為または差別的取扱いを行ってはならない。
7. 会員は、本規範に違反する行為を認めた場合、または自らが被害を受けた場合には、相談窓口、監事または理事長へ報告または相談することができる。
8. 理事長が当事者である案件については監事が手続を主導する。
9. 理事、監事、委員その他の役員が当事者または利害関係者である案件については、当該者は当該案件に関する調査、審議、意思決定および採決に参加してはならない。
10. 倫理委員会の構成においても、当該案件について直接的または間接的な利害関係を有する者を委員に選任してはならない。
11. 理事会は、重大な通報案件、役員に関する申立てその他理事会が必要と認める場合には、会則第 49 条に基づき倫理委員会を設置するものとする。
12. 倫理委員会は、当該案件の当事者および直接的な利害関係者を除く理事、監事、委員または外部有識者 3 名以上によって構成する。
13. 倫理委員会は、公平性および客観性を確保しながら事実確認および調査を実施し、その結果を理事会へ報告する。
14. 調査対象者には、十分な説明を受ける機会および意見陳述または弁明の機会を保障する。

15. 倫理委員会は、必要に応じて会則第 17 条に基づく除名案または会則第 41 条に基づく役員解任案を理事会へ勧告することができる。

【第 5 章 違反に対する措置】

第 9 条（処置）

1. 本規範への重大な違反が確認された場合、理事会は倫理委員会の報告を踏まえ、会則第 17 条および第 41 条に基づき、以下の措置を講じることができる。
 - (1) 口頭または書面による注意・指導
 - (2) 学会内役職の辞任勧告または解任
 - (3) 会員資格の停止
 - (4) 除名
2. 前項における重大な違反の判断に当たっては、故意性、継続性、被害の程度、学会運営への影響、改善の可能性その他の事情を総合的に考慮する。

【附則】

1. 本規範は理事会承認の日より施行する。
2. 本規範は会則第 26 条に基づく施行細則として位置付ける。
3. 本規範に定めのない事項については、会則および理事会決議による。